

占領下のパレスチナ：
40年の占領の実態とその影響

日本国際ボランティアセンター
エルサレム事務所
小林和香子

2007年6月18日

はじめに

2007年6月、パレスチナ（西岸・ガザ・東エルサレム）はイスラエルによる占領40年を迎える。1967年、イスラエルは西岸・ガザを軍事占領下におくとする軍令を発布し¹、軍法による管理を開始した。イスラエルは東エルサレムを併合し統合された首都とする国内法を定めたが、これはエルサレムおよびその周辺地域を国際信託統治下に置くとした1947年の国連分割決議案に反し、国連決議はたびたび併合の違法性を指摘しており²、米国を含む主要各国はエルサレムに大使館を設置していない。軍事占領は国際人道法（ハーグ条約、ジュネーブ第四条約）に縛られる。イスラエルは1951年にジュネーブ条約を批准したものの、その占領地への法的適用は否定している。イスラエルは1992年に国際人権規約社会権規約および自由権規約に批准している。

1993年に始まったオスロ和平プロセスは暫定自治政府の設立を可能にしたが、その権限と責任は極めて限られており、主権国家には遠く、暫定自治政府には医療、教育、観光などに関する権限と責任は譲渡されたものの、統治に必要な立法、司法、行政の全てにおいてその権限はイスラエル（軍）から譲渡された範囲においてのみであり、また最終的権限はイスラエル軍が握っている。さらに、譲渡された権限においても、最終地位交渉において交渉されるエルサレム、入植地、軍施設やイスラエル人などの問題には及ばない。³従って、暫定自治政府の権限の及ぶ範囲は、機能的、地理的、対象人においても制限されている⁴。管理対象の領土は地域をA,B,C地区に分けられ暫定自治政府が行政と治安の両方の権限を保有するのはA地区の20%以下である。すなわち暫定自治政府の設立は占領の終結を意味するものではなく、占領者は被占領民の保護を義務づけられている。

さらに、2004年の国際司法裁判所の勧告的意見は、占領地パレスチナにおいて国際人道法に加えて国際人権両規約を始めとする国際人権法も同様に適用すること、またパレスチナ人に民族自決権の実現が確保されていることを確認している。イスラエルは2005年ガザから軍と入植者を撤退し、イスラエルによるガザの占領終結を唱えるが、一般的な国際法学者の見解は占領は終了していないというものである。

オスロ和平プロセスは、期待と裏腹にパレスチナの人々の生活を厳しいものにしていった。1996年から1999年のパレスチナ経済を分析したUNCTADの報告書には、「パレスチナの経済は長期化した占領の影響に起因するマイナス成長に依存している」とし、外部からの

¹ The Military Proclamation 2 “Concerning Regulation of Authority and the Judiciary” of 7 June 1967

² 国連総会決議 36/169E, 36/120E, 国連安保理決議 4 6 5 など

³ Article IV Declaration of Principle

⁴ Article I(1) Interim Agreement

資源への依存、圏内の脆弱な雇用能力や経済資源の歪曲した使用形態を指摘している⁵。実際早くも1996年にパレスチナ人の半数はオスロ合意以降経済状況と生活基準が悪化したとし、状況が改善したと応えたのは僅かに9%であった⁶。そして、アル・アクサ・インティファーダ以降、その状況は更に悪化している。2006年のパレスチナ評議会選挙によりハマス系議員が圧勝し、ハマス政権が発足してからは、自治政府に対するイスラエルおよび国際社会の経済制裁が、パレスチナの人々の生活をさらに厳しいものになっている。

パレスチナにおける人道的状況をモニターしている国連人道支援室は、占領地パレスチナにおける人道的危機の要因として、文民の保護の欠如と暴力の増加、移動の制限の増加、そしてパレスチナ自治政府の財政的および制度の危機を挙げているが⁷、まさにこの3つが大きな要因と言えよう。

この報告書では、パレスチナ人が迎えている人道危機を占領下での人権保護の欠如の実態、それに拍車を掛ける封鎖政策と移動の制限の問題、そしてハマス政権誕生からの各国による経済制裁の影響の現状を分析していく。

1. 人権保護の欠如

ジュネーブ第四条約は占領地における文民の保護の責任は占領者にあるとしている⁸。イスラエルの軍事占領下にあるパレスチナでは、パレスチナ人のあらゆる権利は侵害され続けている。また、イスラエル政府による軍事作戦やパレスチナ軍事組織による暴力の応酬も継続しており、イスラエル・パレスチナ双方の民間人の被害が相次いでいる。加えて、パレスチナでは、自治政府や制度への不満から政党間の争いが激化し、民間人の被害も増え続けている。2006年のパレスチナ人の紛争による犠牲者は678人、負傷者は3,199。そのうち子供（18歳未満）の犠牲者は127人、負傷者は472人。イスラエル人の犠牲者は25人、負傷者は377人となっている。そのうち子供の犠牲者は1人、負傷者0人。また、パレスチナ人の内部抗争による犠牲者は146人、負傷者は871となっている⁹。

イスラエル軍によるあらゆる人権侵害は続いている。例えば、家宅捜索と拘置・逮捕、行政拘留、家屋破壊、土地の没収、水などの資源へのアクセスの拒否などである。イスラエル軍は「指名手配」されたパレスチナ人を捜索のために、パレスチナ人の密集地に頻繁に

⁵ The United Nations Conference for Trade and Development (UNCTAD). *The Palestinian Economy: Achievements of the Interim Period and Tasks for the Future*. Geneva, 2001 p.9

⁶ JMCC Poll Dec. 1996

⁷ United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (UNOCHA), *Humanitarian Monitor*, April 07

⁸ 戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約（第四条約）は、ジュネーブ第四条約と呼ばれ、戦時および占領地における文民の保護に関して規定している。

⁹ UNOCHA supra note 7

入り作戦を実行している。2006年には5,666件の作戦があった。また、2006年に逮捕または拘留されたパレスチナ人の数は5,244に上る¹⁰。2007年4月時点でイスラエルにより刑務所に収容されているパレスチナ人は9,000人を越える¹¹。これらの刑務所は1つを除いて全てがイスラエルの領土に設置されている¹²。占領地の住民強制的に占領国の領土に移送することは国際人道法に違反する¹³。さらに、イスラエルの行為は収容者の家族の面会の権利を侵害するものである¹⁴。また、9000人の収容者の内809人は行政拘留である。行政拘留とは、裁判による罪状確定なしに、半年まで拘留することが出来、さらに半年ごとの延長が可能な制度である。2006年度の西岸で破壊された家屋の数は201件に上る¹⁵。

2. 封鎖政策と移動の制限

パレスチナ人の生活を困難にしているのはイスラエルの封鎖政策、洗練された管理と違法な入植地の拡大による領土の分断化。人々とモノの移動を妨げる複数の障害物と管理が厳格化している。ガザの地上、海上、上空の境界は占領者によって確実に管理され閉鎖されており、事実上完全に隔離されている。西岸内の移動および西岸と東エルサレムまたはガザの移動は厳しく制限され、複雑かつ目まぐるしく変化する許可制度と至るところにある検問所と障害物によって規制されている。UNOCHAの調べでは2007年4月には537の障害物があり、「フライング・チェックポイント」と呼ばれる主に通勤時間帯に主要道路に出没する常設でない検問は週に約200存在した¹⁶。

移動の自由の制限はパレスチナ人の社会を分断し、土地や企業や職場に加え、医療や教育などの基本的な社会サービスへのアクセスを妨げている。国際赤十字委員会は移動の制限は経済・社会開発を阻み、深刻な人道的影響を与え、封鎖政策は失業と貧困の前例のない増加の重大な要因であるとしている。そして、国際人道法において、占領者は被占領民が可能な限り平常の生活を送ることが出来るようにしなければならない、としている¹⁷。国連高等人権弁務官は移動の制限は、パレスチナ人の多様な権利、医療を受ける権利、教育を受ける権利、就労の権利などの行使を難しくしているとして厳しく非難をしている¹⁸。

¹⁰ UNOCHA *Humanitarian Monitor*, March 07

¹¹ B'Tselem, Statistics on Palestinians in the custody of the Israeli security forces, http://www.btselem.org/English/Statistics/Detainees_and_Prisoners.asp

¹² B'Tselem, *Barred from Contact: Violation of the Right to Visit Palestinians Held in Israeli Prisons*, September 2006, p.5

¹³ ジュネーブ第四条約、49条

¹⁴ B'Tselem, *supra* note 12, p.5

¹⁵ UNOCHA *Humanitarian Monitor*, March 07

¹⁶ UNOCHA “Closure Update” April 2007

¹⁷ Marcin Monko, ICRC Jerusalem, “The ICRC in the Palestinian Territories: double role, single aim” in *Humanitarian Exchange*, No. 37, March 2007, pp.22-24

¹⁸ UN High Commissioner for Human Rights Louise Arbour statement 5 June 2007

西岸 ID 所有のパレスチナ人の東エルサレムへアクセスは4つの検問所（ラス・アブ・スベイトン、カランディア、シュアファット・キャンプ、およびギロ）のみ可能。これらの検問所を通るには住民はまず許可の申請が必要。許可は病院への移送や学校への入学など明確な理由がある場合のみ与えられる。エルサレム市へアクセスが可能なパレスチナ人の数は劇的に低下し、仕事や市場、病院や学校へのアクセスが制限された¹⁹。

○壁

人々の移動をさらに困難なものにしているのが、分離壁。2002年に建設が始まった分離壁は、現在の計画（2006年4月に変更）では全長712キロメートルに及ぶとされ、2004年の国際司法裁判所による勧告的意見がそのルートを違法としたにも関わらず建設は進みすでに59%が完成している²⁰。変更になった壁のルートの20%のみがグリーンライン²¹上にあり、西岸の約10%は、「縫い目ゾーン」とよばれる壁とグリーンラインの間に位置している。その多くは西岸の肥沃な農地であり水源でもある。西岸（東エルサレムを除く）のユダヤ人入植者の約73%を占める約18万人のユダヤ人入植者とさらに多くの東エルサレムの入植者は壁とグリーンラインの間に取り込まれる。現在のルートではパレスチナ人の42の村の6万人以上が壁などにより完全に陸の孤島化する。さらに28の村の約12万人が3方向を壁などに囲まれる。縫い目ゾーンに土地を所有する人は自分の土地に入るのにイスラエル軍から許可を得なければならないが、許可の発行数は減ってきているとされる。国際赤十字委員会は「イスラエル政府が壁の建設に関連して行っている行為は国際人道法で占領者に許された権限をはるかに越えている」としている²²。

○入植地

国際赤十字委員会は入植地が引き起こす主要な人道的影響として、土地の没収、収入の喪失、移動の制限、入植者による暴力を挙げている²³。イスラエルの2005年の調査によると、入植地の数は119箇所、人口は247,300と1995年より118,000人増加している²⁴。ピースナウによると2006年の「合法的」な入植地121箇所に加えて「無許可」の102箇所の入植地または入植拠点（outposts）が存在し、活発に増築や道路建設などの「変化」が実施されているとする²⁵。これらの入植地や入植拠点とイスラエルを結ぶ道路ネットワークの建設が進み、ほとんどの道路は入植者または軍の使用のためで、パレスチナ人の使用は制限されている。イスラエルはイスラエルの道路と交差しないように、パレスチナの道路を

¹⁹ UNOCHA *Humanitarian Monitor*, March 07

²⁰ UNOCHA *Ibid*

²¹ 1949年のイスラエルとヨルダン間の停戦ライン

²² ICRC Report, *Barrier causes serious humanitarian and legal problems*, 18 February 2004

²³ Marcin Monko, *supra* note 17

²⁴ The Central Bureau of Statistics (CBS) of Israel 2005

²⁵ Peace Now, *Reports: Aerial Survery Settlements Summary 2006*, Peace Now, *Reports: West Bank Outposts- Summary of 2006*.

トンネルで結んだり、イスラエルの道路を高架にしたりという措置をとっている。

東エルサレムを含む占領地パレスチナへのユダヤ人の入植は 2006 年も継続された。既存の入植地の拡大、入植者による新しい土地や家屋への移住や強奪、入植者による新たな「入植拠点」の設置、そして入植者による農業地の商業的目的のための使用が進んでいる。東エルサレムではパレスチナ人住民 24 万 5 千人に対して約 18 万人の入植者が存在する²⁶。

武力により占領された領土に人々を移住させるのは国際法に違反する²⁷。また、国際社会は 1980 年の国連安保理決議 465 条で、「...イスラエルが 1967 年から占領しているエルサレムを含むパレスチナおよび他のアラブの領土またはその一部において物理的性格および人口構成、制度構成または法的地位を変更するために用いているあらゆる手段には法的有効性はなく、イスラエルがその人民や新規移民者をそれらの領土に入植させる制度やプラクティスはジュネーブ第四条約の重大な侵害であり、中東における統合的な公正かつ恒久的な和平を達成するための深刻な障害となっている」²⁸としている。また、2004 年の国際司法裁判所の勧告的意見でも、占領地における入植地を違法としている²⁹。

○「移動とアクセスの合意 (AMA)」

平和的な経済開発を通して人道的状況の改善を促進することを目的として、2005 年にイスラエルとパレスチナ自治政府は米国と欧州連合の仲介により「移動とアクセスの合意 (AMA)」に同意した。合意内容は①ラファの国境を国際基準に基づき開放、②イスラエルはガザの農作物の輸出を許可、③ガザと西岸を結ぶバスやトラックを設立、④西岸内の移動の制限の緩和、⑤ガザの港の建設、⑥空港の建設、についてである³⁰。この合意はまさしく、パレスチナの経済発展が和平にかかせないもので、またそのためにはイスラエルの実施している封鎖政策を大幅に緩和する必要があるという認識を共有したために結ばれたものである。

しかし、この合意の内容はほとんど施行されていない。ラファの国境は頻繁に閉鎖されており、ガザの輸出や他の経済活動はカルニ検問所が 2006 年のほとんどの間閉鎖していたために打撃を受けた³¹。2005 年から 2006 年末までに検問所などの障害物の数は 40%増加し、

²⁶ International Labor Organization (ILO), The Situation of workers of the occupied Arab territories, 2007, p.11

²⁷ ジュネーブ第四条約 第 49 条

²⁸ United Nations Security Council Resolution 465 (1980)

²⁹ International Court of Justice “Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestine Territory (Request for Advisory Opinion) Summary of the Advisory Opinion of 9 July 2004” <http://www.icj-cij.org>

³⁰ “Agreement on Movement and Access” available at USINFOSTATE.GOV <http://usinfo.state.gov/utills/printpage.html>

³¹ Karim Nashashibi, "Palestinian Finance under Siege: Economic Decline and Institutional Degradation" in UNOCHA Special Focus, April 2007

ガザの港や空港の建設は計画すら進んでいない。

3. 経済制裁

40年の占領はパレスチナにイスラエル経済にほぼ完全に依存した極端に歪曲した経済をもたらした³²。すでに厳しい状況にあったパレスチナの状況、特に経済状況は2006年3月にハマス系パレスチナ自治政府が発足以降一気に悪化した。世界銀行と国際通貨基金はその主な原因として、パレスチナ人と物資の移動の更なる制限と国際社会の新政権に対する経済支援凍結およびイスラエルによるパレスチナ政府に代わって徴収している税金の返還の凍結（毎月約6000万ドル）を挙げている³³。

また、ハマス系政権に対する政治的・経済的制裁に加え、米国財務省はパレスチナ自治政府との金銭的取引を禁止した。そのため、パレスチナの銀行は米国反テロ法³⁴に抵触するのを恐れ、自治政府との取引を回避、自治政府は貸し手を失った³⁵。自治政府の2006年度の債務は約10億ドルに跳ね上がった³⁶。アラブ諸国も商業銀行との取引を見合わせ、送金は大統領府に限定された。そのため、パレスチナ自治政府は現金をもって、国境を越えるか、パレスチナ投資基金（PIF）が保有する資産を流用して、公務員の給料を支払わざるを得なくなった³⁷。

しかし、パレスチナ経済に最も打撃を与えているのは、2006年に3月イスラエル政府による税金の返還の拒否。イスラエルが代理徴集している税金の額は毎月約6000万ドルでこれはパレスチナ自治政府の年間の税金収入の約三分の二に匹敵する。2002年のインティファードでも、イスラエルは同様の処置をとったが、アラブ諸国からの4.5億ドルの送金で対応が可能であった。しかし、今回は、海外からパレスチナの自治政府または公的機関への送金が困難になっている³⁸。

経済制裁はパレスチナ労働者の四分の一を占めるといわれる公務員16万人の給料の支払いに影響をきたしている。労働者総数に占める公務員の割合は、西岸・ガザ全体で22.8%、

³² World Bank, *West Bank and Gaza Investment Climate Assessment: Unlocking the Potential of the Private Sector*, Report No. 39109-GZ, March 20, 2007

³³ IMF - World Bank, *West Bank and Gaza: Economic Developments in 2006 – A First Assessment*, March 2007, p.2

³⁴ International Money-Laundering Abatement and Anti-Terrorist Financing Act of 2001 (Title III of the Uniting and Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required to Intercept and Obstruct Terrorism (USA PATRIOT ACT) Act of 2001, Public Law 107-56, 26 Oct. 2001)

³⁵ ILO, *supra* note 26, p.3

³⁶ IMF, *West Bank and Gaza: Fiscal Performance in 2006*, March 2007, p.8

³⁷ Nashashibi, *supra* note 31

³⁸ Nashashibi, *ibid*

西岸では16%、ガザでは41%となっている。また16万人の公務員の給料は100万人以上の生活を支えているとされる³⁹。公務員の給料未払いは2006年9月に始まった公務員のストライキに繋がり、それに伴い病院の閉鎖、学校の閉鎖、郵便局などの公共サービスの停止に至った。

支援凍結から3ヵ月後、欧州連合は、パレスチナ自治政府を通さずにパレスチナ人を支援する仕組みTIM (Temporary International Mechanism – 臨時国際装置)を設置。TIMは3つのウィンドウ (Window) によって構成されている。ウィンドウ I は医療、教育、社会サービスや光熱費など。ウィンドウ II は病院への燃料や電気の支給。ウィンドウ III は弱者・貧者への現金支援⁴⁰。2007年3月までに、TIMにより支払われた手当は以下の通り：
①12,000人の医療従事者に対して平均NIS2,000 (約455ドル) の手当てを8回支給。
②65,000の低所得者と年金生活者に対して平均NIS1,500 (約340ドル) の手当てを6回支給。
③75,000人のSocial Hardship Caseに対して平均NIS 1,500 (約340ドル) の手当てを支給⁴¹。

しかし、TIMの問題点を元国際通貨基金のナシヤンビ氏は次の通り指摘する。まず、既存制度の破壊を巻き起こしたこと。TIMは既存の制度をバイパスし新たな制度を生み出し、パレスチナ自治政府の制度の分解を招いた。また、TIMの支払いがアドホックであり、社会福祉的な要素が高いにも関わらず将来の不確実性を生み出した。次にTIMの支給に公平性が欠けていた事。開始当初は医療従事者のみが対象で、後に学校関係者にも拡大された。しかし比較的給料が高い公務員への支払いは限定され、PA治安・警察部隊 (約8万5千人) は支払い対象から除外。治安部隊はほとんどが選挙の前のファタハ政権によって雇用されており、自治政府と大統領府の間に摩擦を起こした。治安部隊は次第に自治政府と大統領府から一部支払われるようになった。しかし、パレスチナの囚人の家族は支払い対象から外されたまま。さらに、TIMからの支払いは給料としてではなく、手当てとして福祉の形をとった。これは、パレスチナ人の間に、一定の屈辱感と怒りを生み出した⁴²。さらに、オックスファムの報告書も、「TIMは一部の最も貧しい人々への支援をしたものの、経済制裁と暴力による人道的危機的状況の悪化を食い止めることはできなかった」、と批判している⁴³。

2007年2月、パレスチナ統一政権発足し、財務大臣サラム・ファイヤドは国際社会に支援再開を要請した。しかし、統一政権に対しても経済制裁は継続され、TIMなどを含む各国支援のほとんどは、自治政府をバイパスし、大統領府へ送金され続けている。パレスチナ

³⁹ PCBS Labour Force Survey 2006

⁴⁰ TIM “Overall Implementation Progress” 25 May 2007

⁴¹ UNOCHA, *OCHA Special Focus*, April 2007

⁴² Nashashibi, *supra* note 31

⁴³ Oxfam “Poverty in Palestine: the human cost of the financial boycott”, Oxfam Briefing note, April 2007, p.1

人の給料の支払いは2007年5月においても不定期で、金額も予測できない状態が続いている。5月末からは、公務員のストライキが再開している。6月中旬現在、週の2日はストライキで役所などは閉鎖されている。

4. 経済制裁の影響

各国によるパレスチナ自治政府に対する経済制裁は、パレスチナ経済を崩壊し、財政制度や公共制度も崩壊し、さらには開発の可能性まで危機にさらし、パレスチナの将来に大きな影を落としている。

自治政府の財政難はパレスチナ経済のあらゆる部門にも悪影響を及ぼしている。経費削減、消費削減、投資削減。税収入の低下。イスラエルによる封鎖政策で経済活動はさらに悪化の一途を辿っている。現在の失業率は全体で24%、ガザでは35%とされる。ILOによれば貧困率は全体で66%、ガザでは88%となっている⁴⁴。

さらに、過去十数年ドナー国が行ってきた透明性のある財政制度構築を破壊。2002年から2004年の間、パレスチナ自治政府はいくつもの公的財政管理（Public Financial Management - PFM）改革を実施することで、腐敗を削減し透明性を高めてきた。それは、中東北アフリカ（MENA）地域の手本ともいえるものだった。この改革に含まれる中央財務口座（Central Treasury Account - CTA）では、全ての政府の収入が徴集され支払いがなされた。それは自治政府評議会（PLC）に承認を得るための年間予算の作成を可能にし、予算配分の基礎ともなった⁴⁵。国際通貨基金は新しい経済装置の設置と銀行の政府との取引倦厭により、パレスチナの公的金融制度の分解が進むことを危惧している⁴⁶。同時に、自治政府が直面している財政危機が自治政府自体の存在すら脅かしているとしている⁴⁷。

しかし、経済制裁の影響は、経済状況や財政制度に留まらない。ハマス政権発足後、米国を始めとするOECDドナー諸国はパレスチナ自治政府高官との直接コミュニケーションを停止し、多くの開発プロジェクトが見合わされた。2006年のパレスチナに対する支援金は9億ドルで2005年の支援額の倍以上で、イスラエルが返還を拒否している税金を補う額であった⁴⁸。しかし、そのほとんどは開発や経済活性化ではなく、公務員の給料の一部などの人道支援として使用される。例えばEUは2005年には全体の支援額にしめる人道支援金は

⁴⁴ ILO, *supra* note 26

⁴⁵ World Bank, *West Bank and Gaza, Public Expenditure Review, From Crisis to Greater Fiscal Independence*, Report No. 38207-WBG, February 2007, p.vi

⁴⁶ IMF Middle East and Central Asia Department (March 2007), *West Bank and Gaza: Fiscal performance in 2006*, Jerusalem: IMF

⁴⁷ World Bank, *supra* note 45, p.1

⁴⁸ Nashashibi, *supra* note 31

16%だったが、2006年には56%となった⁴⁹。各国が停止あるいは中止した開発プロジェクトには、道路建設や下水処理施設の建設も含まれる。2007年3月に発生した、ガザの汚水処理施設の決壊し村が汚水によって飲み込まれた惨事は、まさに国際社会のハマス政権ボイコットのためにプロジェクトが停止に追い込まれたことによる災害であった。

公的機関をバイパスしてパレスチナの人々に配布される物資やサービス、現金はパレスチナの公的制度を弱めている。公務員の給料未払いによる役所を始め、教育、医療や郵便局などの社会制度のストライキは社会制度の崩壊をもたらし、市民にとって必要不可欠なサービスの供給が停止した。

また、食料支援や現金収入労働プロジェクトなどの救済努力はあくまでも暫定的な解決のみを提供する。人道支援が適切な労働にとってかわることは、労働者の尊厳を取り上げることにもなるのである。

ラマッラーの郵便局本部部長のカマルは高級取りに分類されるため、2006年4月以降、給料満額に値する手当を受け取ったのは統一内閣設立直後の2007年1月分の一度のみ。2月に半額相当が支給されたが、その後3ヶ月は受け取っていない。ベツレヘムの実家からラマッラーの本局に毎日通うと、通勤代だけでももらえていない本来の給料の半分は消える。平日はラマッラーで職場の同僚何人かでアパートを借りて共同生活し、週末のみ実家に戻る。給料を運んでこないカマルは、刺繍製品作りで妻が稼いだ現金に頼って生活することを強いられている。

同じく、ラマッラーの若者・スポーツ省で働くナヘドの場合は、給料がほとんど支払われなくても出勤はしなければならない。しかし、海外からの支援が凍結されて進行中のプロジェクトは1つも無い。職場に行っても仕事はないので、机の前で時間が過ぎるのをただただ待つだけのむなしい日々を送っている。

経済活動の崩壊により、経済の生産的機能は次第にかつ確実に縮小する。供給の低下は収入の低下とまともな労働機会の損失に繋がり、需要の低下を導く。そして税収を失い、社会サービスを提供できない政府は政府として機能できない。その結果は、サラ・ロイが言うイスラエルの戦略的・経済的利益を提供するために自らの開発の可能性を奪われた「反開発 (de-development)」⁵⁰の状態に拍車をかけるのである。

国際危機グループ (International Crisis Group) は経済制裁がその目的を達成しなかった

⁴⁹ Oxfam, supra note 43, p.6

⁵⁰ Sara Roy, *The Gaza Strip: The Political Economy of De-development*, Institute for Palestinian Studies, Washington, 1995.

としている。「欧州連合はパレスチナの人々を飢え死にさせないために、支援金をつぎ込んだが、それは非効果的かつ透明性の低いものだった。パレスチナの制度構築のための長年の投資は無駄になった。外交は存在せず、イスラエルとパレスチナの間の暴力は収まらず、囚人・捕虜の交換に動きもない。統治、治安、経済、制度構築、和平プロセスは、どの基準に照らし合わせても後退しかない。」⁵¹

また、国連スペシャル・ラポルトゥール、ダガード氏は「パレスチナの人々は経済制裁の対象になっている。被占領民がこのような扱いを受けるのは前例がない」として経済制裁を厳しく非難し、「イスラエルは占領者としてパレスチナ人の社会福祉を提供するという義務に違反している」⁵²と報告している。

世界銀行は5月の報告書で財政危機が及ぼす影響を下記の通り予測している⁵³。

- ① 人道的危機：現金収入の喪失は、人道支援の必要性を急速に高める可能性がある。特にそれはガザで顕著になる。ガザでは自治政府の給料に頼る傾向が強い（40%の被雇用者は公務員で丘陵は民間企業の倍にもなる）ことと、頻繁に閉鎖される唯一の供給通路に依存していることによる。また、過去の人道危機は、必要性は蓄積するのではなく突然出現し、予防計画をはるかに上回ることを示している。
- ② 治安悪化：給料の未払い、一部払いは自治政府の治安部隊の統制の急激な崩壊に至る可能性がある。治安の悪化は政府、商業、救済努力が本来の機能を果たすことを妨げる可能性がある。このような状態はイスラエルの治安状況にも悪影響を及ぼす。
- ③ 制度の崩壊：自治政府の職員の給料未払い・一部払いが継続するならば、政府制度は機能停止になりかねない。公務員はすでに公共サービスの一部停止を行っている。一度崩壊した中心的制度を再現するのは極めて困難である。自治政府の機能停止の長期化は過去10年以上の支援国による未来の独立パレスチナ国家に必要な責任あり透明性の高い制度の構築のための努力無駄になりかねない。また、自治政府が機能しなければ、カルテットの条件をどのように満たすのか想像すら困難。

まとめ：

これまで見てきたように、パレスチナの人道危機は、人権の保護の欠如、その原因ともな

⁵¹ International Crisis Group, *After Mecca: Engaging Hamas*, Middle East Report No.62, 28 February 2007, p.1

⁵² Report of the Special Rapporteur on the Situation of Human Rights in the Palestinian Territories Occupied since 1967, Geneva: UN Human Rights Council, January 2007

⁵³ 国際食料計画によれば、重大な食料危機は紛争、政治不安定、または経済衰弱により急速に展開する。飢餓は政府がこれらのいくつかの要因への対応の失敗により引き起こされる。食品の価格上昇、既存の医療制度や行政や法と秩序が機能停止した結果として、栄養失調や病気や死が蔓延する。see WFP, http://www.wfp.org/newsroom/in_depth/Europe/050729_foodcrisesQ&A.asp

っている壁の建設や移動の制限を敷くイスラエルの封鎖政策、そして各国政府によるパレスチナ自治政府への経済制裁が主要な原因といえる。これらは、イスラエルによる 40 年にわたる占領政策がもたらしたものである。

世界銀行および国際通貨基金は、経済危機を回復するために必要な条件として、経済の活性化を通して自治政府に順当な予算が流し、公務員の給料の支払いを可能にし、人道的支援の必要を減らすことにあるとしている。また、その実現のためにはイスラエルがパレスチナに代理徴集している税金の返還と西岸とガザの物資の輸出入の許可が必要としている。また、物資の移動のためには 2005 年の AMA の実施の必要性を説いている⁵⁴。

しかし、経済制裁の終了や封鎖政策・移動の制限の緩和のみでパレスチナ人の直面している人道的困難はもちろん緩和されない。国連高等人権弁務官ルイーザ・アーバーは 6 月 4 日の声明で、40 年の占領がパレスチナ人に対し重大な人権侵害をもたらしてきたとし、また最も侵害されている権利を民族自決権としている。そして、この紛争の解決は国際法と国際人道法の枠組みの中で解決されなければならないことを強調している⁵⁵。同様に国連事務局長も 6 月 5 日の声明で、「占領の終結と紛争の政治的解決のみが前に進む道である」⁵⁶としている。

パレスチナ人の直面している人道的状況は、40 年という長期にわたる占領を終結し、パレスチナ人の民族自決権を実現し、国際法に基づいた公正で平和的な紛争の解決が実現するまで、終わることはない。

⁵⁴ World Bank, *Movement and Access Restrictions in the West Bank: Uncertainty and Inefficiency in the Palestinian Economy*, May 9, 2007

⁵⁵ UN High Commissioner for Human Rights Louise Arbour statement 5 June 2007

⁵⁶ UN Secretary General 5 June statement